

野辺地町地方就職学生支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 野辺地町（以下「町」という。）は、あおもり創生総合戦略及び第三期野辺地町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏の大学を卒業した学生の町内への移住を伴う県内就職を支援するため、青森県と共同して行う青森県地方就職学生支援事業において、東京圏内の大学を卒業して、町に移住する見込みの者が野辺地町地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において支援金を交付するものとし、その交付については野辺地町補助金等の交付に関する規則（昭和56年野辺地町規則第2号）、青森県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業の実施要領（以下「県実施要領」という。）並びに法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 町に転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。）をすることをいう。
- (2) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一部の区域のうち、条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。）を除いた区域をいう。
- (3) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア及びイに該当する者とする。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動等に係る経費（交通費）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。
- (イ) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

- (ア) 青森県内に移住したこと。ただし、就職活動等に係る経費（交通費）については、青森県内に所在する企業等に就職することが内定している場合も対象とする。

(イ) 青森県において、地域未来交付金の交付決定がされ、地方就職学生支援金の詳細が移住希望者に対して公表された後に、申請したこと。

(ウ) 支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

(エ) 町に、申請日から1年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に青森県内に所在する企業等に就職し、転入日から1年以上青森県に居住する意思を有していること。この場合において、住民票を移さずに転出していた者の居住期間は、就業開始日を起算日とする。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であつて、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 青森県又は町が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げるア及びイに該当すること。

ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が青森県内に所在する企業等に大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)でないこと。ただし、町長が機関を指定して対象とする場合はこの限りでない。

(オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。ただし、移住に係る経費（移転費）については、町長が認める場合はこの限りでない。

イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、これらの条件に該当する者として採用される予定であること。

(イ) 町を中心とした勤務を基本とする採用であること。

(ウ) 東京圏への勤務を前提としない採用であること。

(エ) 在学中に交通費を申請する場合は、これらの条件に該当する者として採用される予定であること

(交付金額)

第4条 支援金の額は、東京圏から就職活動に要した交通費の2分の1以内の額（上限18,000円）及び東京圏からの移転費（上限108,000円）とする。

(交付回数)

第5条 支援金の交付は、交付対象者1人につき、交通費及び移転費それぞれ1回を限度とする。

(交付の申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、野辺地町地方就職支援金交付申請書(様式第1号、様式1-2又は様式1-3号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、申請年度の1月16日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 本人確認書類
- (2) 在学証明書等の卒業学年であることが確認できる書類
- (3) 就業証明書(様式第2号)
- (4) 移住元の住民票の写し
- (5) 野辺地町地方就職学生支援金交付申請書の交付申請に関する誓約書(様式第3号)
- (6) 対象経費の領収書
- (7) その他町長が必要とする書類

(交付決定の通知)

第7条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに野辺地町地方就職学生支援金交付(不交付)決定通知書(様式第4号。以下「決定通知書」という。)により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、支援金の交付を不適当と認めるとき又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合についても、速やかに決定通知書によりその旨を申請者に通知するものとする。

(支援金の請求及び交付)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、支援金の交付を受けようとするときは、野辺地町地方就職学生支援金交付請求書(様式第5号)を町長に提出するものとし、町長は、当該請求書を受領した日から30日以内に支援金の交付を行うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第9条 申請者が第7条第1項の規定による決定通知書を受け取った後、紛失等の理由により決定通知書の再交付を必要とするときは、野辺地町地方就職学生支援金交付決定通知書再交付願(様式第6号。以下「再交付願」という。)を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第10条 町長は、前条の規定による再交付願の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに野辺地町地方就職支援金交付決定通知書〔再交付〕(様式第7号)を、申請者に交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第11条 青森県及び町は、青森県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するために必要があると認めるときは、交付決定者に対し、青森県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第12条 町長は、交付決定者が次に掲げる場合に該当するときは、支援金の返還を請求するものとする。この場合において、支援金の返還を請求された者は、やむを得ない事情があるものと認められる場合を除き、速やかに当該請求に基づいて支援金を返還しなければならない。

- (1) 虚偽の申請であること、居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
- (2) 在学中に交通費を申請する場合は、申請日から1年以内に支援金の要件を満たす就業を行わなかった場合
- (3) 在学中に交通費を申請する場合は、申請日から1年以内に町に転入しなかった場合。ただし、申請時に既に町に住民票がある場合を除く。
- (4) 就業開始日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合。ただし、退職日から3月以内に青森県内の別の企業に就業する場合を除く。
- (5) 転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年未満に町外に転出した場合

(返還の免除)

第13条 交付決定者は、前条に規定する返還要件に該当するに至った原因が、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものであるときは、野辺地町地方就職学生支援金返還免除申請書(様式第8号)に返還免除理由を証する書類を添えて、町に支援金の返還の免除を申請できるものとする。

- 2 町は、前項の申請を受理したときは、返還免除の可否について青森県と協議するものとする。
- 3 町は、前項による青森県との協議後、返還免除の可否に係る決定内容を野辺地町地方就職学生支援金免除承認(不承認)通知書(様式第9号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、青森県と町が協議して定める。

附 則 (令和6年5月22日 告示第82号)
この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 （令和 7 年 6 月 1 3 日 一部改正 告示第 9 5 号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の野辺地町地方就職学生支援金交付要綱の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （令和 8 年 8 月 2 1 日一部改正 告示第 1 2 5 号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の野辺地町地方就職支援金交付要綱の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。